

1月26日（日曜日）・2月23日（日曜日）

マイナンバーカードの申請・交付のため日曜日臨時窓口を開設します！

町では、開庁時にお仕事などでマイナンバーカードの申請や受け取りが困難な方のために、下記日時に日曜日臨時窓口を開設します。

令和2年度には、マイナンバーカードを活用した消費活性化策（マイナポイント）が予定されており、令和3年3月（予定）からは、マイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります。この機会にぜひ取得しましょう。また、写真の無料撮影サービスも行っていきます！



- 〈日時〉 令和2年1月26日（日曜日） 午前9時～午後4時
 令和2年2月23日（日曜日） 午前9時～午後4時
〈場所〉 川北町役場1階住民課窓口



〈必要な持ち物〉（開庁時と変わりません）

◆マイナンバーカードの申請のみの方（後日、来庁しての受け取りが必要です）

- 本人確認書類（下記Aから1点またはBから2点） ○認め印（必須ではありません）

◆マイナンバーカードの申請及び本人限定受取郵便でのカード受け取りを希望される方

（ご自宅でカードが受け取れます ご本人の来庁が必要です）

- 通知カード ○住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
○本人確認書類（下記Aから2点またはA・Bから1点ずつ） ○認め印（必須ではありません）

◆マイナンバーカード申請済みでカードの受け取りの方（ご本人の来庁が必要です）

- 交付通知書（ハガキ） ○通知カード ○住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
○本人確認書類（下記Aから1点またはBから2点） ○認め印（必須ではありません）

（参考）本人確認書類

A	運転免許証・住民基本台帳カード(顔写真付き)・パスポート・身体障害者手帳・ 運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)。在留カード など
B	健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・医療受給者証・年金手帳・学生証・ 社員証 など

※役場庁舎の開庁時にも、もちろん申請、交付手続きができます。（無料の写真撮影サービスも行っていきます。）

※マイナンバーカードは、郵便のほか、スマートフォンやパソコン、証明用写真機でも申請ができます。詳しくは下記までお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉 川北町役場住民課 TEL 076-277-1111